解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月十二日開催の第二十七回通常総会の決議並びに平成二十二年三月三十一日静岡県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

静岡県湖西市新居町新居一七五〇番地の二

社団法人新居町シルバー人材センター

代表清算人　松浦喜久郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

大阪市北区曽根崎新地二丁目三番一三号若杉大阪駅前ビル一二階

特定非営利活動法人日本波動科学研究会

清算人　山田　啓一

解散公告（第三回）

当財団は、平成二十二年一月十九日開催の評議員会及び平成二十二年一月二十一日開催の理事会の決議により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十九日

愛媛県今治市大新田町三丁目五番四九号

財団法人今治学校給食会

代表清算人　高橋　実樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市蚕養町四四八番地、最後の住所福島県会津若松市山見町二四一番地の四　被相続人　亡　蓮沼　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十九日

福島県会津若松市東栄町九番三九号東栄マンション二〇三号

相続財産管理人　川島　康司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区昭和町三丁目一番地、最後の住所東京都台東区根岸二丁目二〇番五―三〇三号パストラル水谷　被相続人　亡　中村　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十九日

栃木県宇都宮市住吉町一九番一二号

相続財産管理人　司法書士　伊東　一秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市磯部町築地一六三〇番地、最後の住所群馬県安中市松井田町松井田一三六番地一　被相続人　亡　北村　カネ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十九日

群馬県高崎市金古町一九〇三番地二二

相続財産管理人　司法書士　松本　紀佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市大字市ノ川四八一番地一五、最後の住所埼玉県川口市柳崎五丁目一〇番三〇―一〇五号シャリエ東浦和　被相続人　亡　前野　紀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十九日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目一〇番地尾熊ビル二階弁護士法人かなえ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　杉原　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北埼玉郡大利根町大字北下新井九七二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大塚　廣和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十九日

埼玉県久喜市中央一丁目五番三〇号シンコービル二階弁護士法人かなえ法律事務所久喜事務所

相続財産管理人　弁護士　藤本　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県成田市新田三二番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡辺　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十九日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢ六階

相続財産管理人　弁護士　井原　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県半田市岩滑東町一丁目一二三番地一、最後の住所愛知県半田市岩滑東町一丁目一二三番地の一　被相続人　亡　佐野　梅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十九日

東京都中央区日本橋室町一―七―一スルガビル四階

相続財産管理人　弁護士　圓城寺　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都羽村市羽中三丁目五番、最後の住所東京都羽村市羽中三丁目五番二一号　被相続人　亡　島津　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十九日

東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階

りんどう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県木曽郡開田村大字末川二七六八番地の四、最後の住所長野県木曽郡開田村大字末川二七六八番地四　被相続人　亡　小林　久江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十九日

長野県木曽郡木曽町福島五二六九番地二

相続財産管理人　山田　健治

第 23 期 決 算 公 告

平成22年4月19日

群馬県桐生市広沢町１丁目2789番地

株式会社ミツバ・ウオルブロー

代表取締役社長　江口　均

貸借対照表の要旨　（平成21年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,155,149	流動負債	1,394,851
固定資産	664,285	固定負債	68,511
有形固定資産	632,994	**負債合計**	**1,463,362**
無形固定資産	1,666	株主資本	1,356,072
投資その他の資産	29,625	資本金	200,000
		資本剰余金	1,156,072
		利益剰余金	50,000
		利益準備金	1,106,072
		その他利益剰余金	(60,188)
		（うち当期純利益）	**1,356,072**
		純資産合計	
資産合計	2,819,434	**負債・純資産合計**	2,819,434